



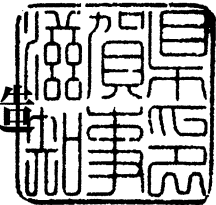
滋監第 143 号

平成28年 2月 5日

(株) 向茂組

向 茂夫 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 1 月 6 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 (特 - 27) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	平 成 28 年 2 月 8 日 から 平 成 33 年 2 月 7 日 まで	
建 設 業 の 種 類		
土木工事業	建築工事業	
大工工事業	とび・土工工事業	
石工事業	鋼構造物工事業	
ほ装工事業	しゅんせつ工事業	
水道施設工事業		

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 1月 8日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

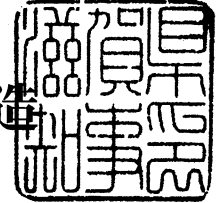


滋監第 837 号
令和元年 8月 9日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 元年 7月 19日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 (特 - 1) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 元 年 8 月 9 日 か ら 令 和 6 年 8 月 8 日 ま で
建 設 業 の 種 類	
	解 体 工 事 業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6 年 7 月 9 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)